

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：11301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13496

研究課題名（和文）公私規範の多層的実現の実体法的検討

研究課題名（英文）A substantive law study about multiple enforcement of private law and public law

研究代表者

堀澤 明生（Horisawa, AKio）

東北大学・法学研究科・准教授

研究者番号：90647439

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：公法私法のエンフォースメントの調整の基礎として、行政主体による出訴権をまず考察した。特に近時の地方政府の中央政府に対する出訴の拡大傾向が日米で見られることを紹介した。また、アメリカ法における私訴権について実証的な研究を紹介した。また、日本法において各領域ごとの実体法構造の違いから、公私の調整が必要な場面を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、近時の公法私法を組み合わせた同一実体法の実現について、調整メカニズムの必要性があるかを分野ごとに検討した。また、これまでのアメリカ法における私訴権について、実証的な視点を紹介したことにより、法解釈手法自体にも影響を与えることが出来る。

これらの研究から、立法時に出訴権をコントロールする際の視点も得られる。

研究成果の概要（英文）：We conducted a study on the coordination of enforcement between public law and private law.

First, we considered the right to sue by administrative entities. In particular, we introduced the recent trend of the expansion of lawsuits filed by states against the federal government, which is observed in the United States. Second, we introduced empirical studies on private rights of action in American law. Thirdly, We examined some areas in Japanese law where coordination between public and private law is necessary due to the the structure of substantive laws in each domain.

研究分野：行政法

キーワード：私訴権 ダブル・トラック デュアル・エンフォースメント パブリック・ニューサンス parens patriae

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

公法的法実現と私法的法実現との役割分担は、古くて新しい問題であるとされる。近年、公私規範の実現手法調整の必要が増している。本申請の直接の契機となったのは種々の原子力発電所の操業を停止するべく民事・行政訴訟が数多く提起されていることである。こうした中、行政法学者から原子力発電所の操業は、行政法規によって既に十分に予防的な規制がなされているものであり、事前の法規によってではなく、裁判官の具体的な判断によって原発の安全性を審査するのは許されないという根拠から民事差止訴訟を制限するべきという主張がなされた。これを受けて民法・環境法学者との間で論争が生じていた。

これらにおいて通底するのは、通常、行政が所掌し、エンフォースすると考えられる公法規範が私人の出訴においてどのような役割を果たすのかという問題である。私人による出訴において公法規範が果たす役割という点で日本でも著名なのは、アメリカにおける私訴権である。連邦制定法において原告私人らの利益を保護していると考えられるならば、制定法規におけるエンフォース手段を補完して出訴可能としたものであったが、この黙示の私訴権は70年代後半以降、裁判所による法創造であるという理解から下火になっていった(Cort v. Ash, 422 U.S. 66(1975))しかし、近年、環境訴訟等において私人の出訴と連邦制定法の関係は再び焦点となっている。

申請者はこの状況のもと、英米を比較しつつ、私人出訴の差止訴訟の実体法構造を解明するとともに、これに対する統治機構上の懸念についての議論も紹介・検討する。

2. 研究の目的

本研究の究極的な目的は、公私の主体それぞれに制定法の実効性確保に関する適切な手段を配置するガバナンス・システムの基礎を構築することにある。こうしたガバナンス・システムに対して従来は民主的な正統性をいかに確保するか、ということに関心が(正当にも)寄せられてきたが、本研究は私人にこうしたガバナンスの一翼を任せるときに何をなさしめることになるのかを具体的に検討することも検討する。

3. 研究の方法

以下のような枠組みで行った。

(1) 行政主体の出訴権の基礎づけ

パブリック・ニューサンスのように、私人と行政とが同一の訴権を用いる訴訟が米国では存在する。他方、わが国ではそもそも、行政主体については行政処分を前提にしたエンフォースメントが中心であり、訴訟によるエンフォースメントがあまり盛んではない。このため、行政主体の出訴権の基礎づけについて、米国を参考に行う。

(2) 私訴権の基礎づけ

日本法では、競争法・消費者法分野などにおいて、行政処分との連携を意識した私訴権を意識した規定が見られる。他方で、アメリカ法においては、private rights of action(私訴権)が、解釈上認められる場合がある。ただし現状下火であるが、とされる。こうした私訴権をどのように解釈上認めていくか。

(3) 両訴権の調整

以上のように導出された両訴権について、調整が可能かどうかを探究する。

4. 研究成果

主な研究成果としては、(1) アメリカ法における行政主体における出訴権の拡大的傾向とそれに対する警戒的な学術的反応の観察、(2) 英米両国における黙示的な私訴権の導出に対する抑制的な傾向、(3) これを受けた日本法における公私のエンフォースメントの調整についての枠組みの導出である。

また、(4)として、今後の研究の方向性についても触れる。

(1) アメリカ法における行政主体における出訴権の拡大的傾向とそれに対する警戒的な学術的反応の観察

まず、私人による行政法規の実現を行政法的に考察する前提として、英米法における通常の行政法規の出訴権や原告適格を再度考え直す必要があると考えたことから、やや遠回りにはなってしまうが、行政主体の出訴資格を再度考え直した。

現在のアメリカにおいて州政府が連邦政府の行為を争う事案 多くは、大統領と異なる政党が多数派の州による が多発している現状を確認し、アメリカ法においても、日本法における機関争訟に該当する議論が高まっていることがそこでは観察された。

こうした事案において、キーとなるのは、連邦政府がすすめる違憲・違法な政策(と州が考えるもの)によって、州政府が当該施策の実施過程において財政上の負担を被ることである。この財政上の負担が、州政府の出訴権の基礎となりうる。そして、それへの有力な反対論として、当

該出訴の前提となっている実体法規が、行政と私人とを区別して扱っているかどうか(区別しているほうが行政に対する特別の配慮を導く)というアプローチを取る Seth Davis の議論などを紹介した(堀澤・雑誌論文「Massachusetts v. EPA 後の州の出訴権の消息 諸州 vs. 連邦政治」北九州市立大学法政論集 47(3・4) 37-62 頁)。

(2) 英米両国における黙示的な私訴権の導出に対する抑制的な傾向

アメリカ連邦制定法における私訴権の制定についての定量的な議論を知ることができた。ここでは、司法部門に対する議会の問題の先送りとして私訴権が制定されるのではなく、むしろ議会は自身の政策が私人によって 執政部門にかかわりなく 実現されることを望みながら、実体法も具体的にし、また執政部門の能力も調達しつつ制定するということが明らかにされていた。この点は、近年のアメリカ法において、黙示の私的訴権に対して裁判所が消極的な傾向にあることを裏付けるものと言える。すなわち、私的訴権を必要とする場合には議会は熟議する傾向にあるのであって、デフォルト・ルールとしては導出しないというのが連邦法における現状という議論をする方向をサポートするものと評価できる(堀澤・雑誌論文「議会は執行手段をじっくり考えているのか」アメリカ法 2019(2)号(2020年) 258-263 頁)

また、イギリス法においても、K. M. Stanton の議論を負うことにより、近年の縮小傾向を理解することとなった。もともとは、労働安全衛生分野において、制定法上の義務が書かれている場合には訴権を導出するというアプローチであるとされていたが、分析アプローチに取って代わられたのは、制定法上を根拠とする Tort の導出を極めて消極的にすることになった。この点は、本研究からするとやや痛手であり、論文化するには至らなかったものの、イギリス法研究会での報告を行った(堀澤・報告「制定法違反に対する民事的救済について」イギリス法研究会、2020年)。

(3) 日本法における公私のエンフォースメントの調整についての枠組み

行政が許可しためいわく施設などにより周辺住民が被害を被っているとき、民訴と行政訴訟が併存することについては、行政法学は一致して認めるのが通説的見解である。この点について、両立関係について裁判を受ける権利の観点からの調整を求める憲法学者の議論に対して応答を行った。その差に、従来よりこのテーマを先導してきた民事訴訟法学者とともに、参照領域の実体法ごとに問題状況が異なることを議論した。

従来の通説的な議論における両請求権の併立関係は、民事差止訴訟と抗告訴訟との実体法上の無関係性を前提とするものであり、こうした議論が典型的に当てはまるものは環境法領域のめいわく施設関係におけるものであって、差止請求権の本案勝訴要件において行政実体法において違反行為とされるものと同じものを対象とする、競争法や消費者法においてはこのような関係が必ずしもあたらぬことを指摘した。

その上で、これらの訴権の併存が望ましいかどうかは、それぞれの請求権がどのような構造で審理されるかや、救済手段などの具体的判断に依存するものであり、この観点からは、適格消費者団体の差止請求が主務大臣による排除措置命令との関係でもっとも同質性が高いこと、こうした議論は義務付け訴訟における補充性要件において検討するのが比較的望ましいこと、できれば立法的な整理が必要であると述べた。本研究の日本への示唆としては、これらが直接の寄与となる(堀澤・雑誌論文「行政規制と民事的手法の競合と協働」法時 94 巻 3 号(2022年)及び堀澤・図書「行政規制と民事的手法の競合と協働」片桐 直人 = 上田 健介編著『ミクロ憲法学の可能性』所収(2023年))

(4) 今後の研究の方向性について

このほか、コロナ禍により、十分な比較法研究が行えなかったが、パブリック・ニューサンスに関して以下のような研究状況である：同訴権は、公衆の権利への侵害を觀念し、これに対する原則的な救済は行政主体によるインジャンクションであるが、私人も、これと排他的ではない救済として、特別の損害を被っている場合には損害賠償を求めることができるもの(いわゆる special injury rule)であり、本研究テーマの恰好の材料となりえるものである。

この訴権は、戦後、行政主体による損害賠償が行われるようになってきている。奏功しないものも多いが、成功した著名なものにはたばこ訴訟やオピオイド訴訟がある。こうした訴訟について、コモン・ロー上の当該訴権の範囲を不当に拡大するものであるばかりでなく、制度論上も、議会からの委任のない形で行政主体と裁判所により政策問題を解決するものとして批判されている。近年の、これらの批判にこたえる議論では、主に歴史的な当該訴権のカバーする範囲の広さと、政府の失敗を補完するものとして擁護している。

本研究にとって興味深いのは、オピオイド訴訟における州裁判所の中には行政主体がパブリック・ニューサンスによって医療対応などの特別の損害を被っていると觀念することで、special injury rule を用いているものがあることである。これを制定法的にとらえると、日本行政法で

も行政による民事的手段をより多様化できる可能性がある。他方で、實際上、こうした訴訟によって州財政に対する支払いが行われた場合に、当該金銭がオピオイド濫用防止に用いられているわけではないという批判も見られた。

これらの研究過程において、行政によるエンフォースメント訴訟それ自体に対する憲法上の疑義をも争点とする訴訟を発見することがあったが、これも含めて研究成果を公表したいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 堀澤明生	4. 巻 94(3)
2. 論文標題 行政規制と民事的手法の競合と協働：篠原報告へのコメント	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 106-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀澤明生	4. 巻 2019-2
2. 論文標題 議会は執行手段をじっくり考えているのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 258 - 263
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀澤明生	4. 巻 47
2. 論文標題 Massachusetts v. EPA後の州の出訴権の消息 諸州 vs. 連邦政治	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北九州市立大学法政論集	6. 最初と最後の頁 37-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 堀澤明生
2. 発表標題 制定法違反に対する民事的救済について
3. 学会等名 イギリス法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 堀澤明生	4. 発行年 2023年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 10
3. 書名 9 - 2 「行政規制と民事的手法の競合と協働」片桐 直人 = 上田 健介編著 『ミク口憲法学の可能性』所収	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------